日中サービス支援型指定共同生活援助（グループホーム）事業実施状況等の評価等の手引き

令和７年１０月作成

筑紫地区地域自立支援協議会

１ 手引きの位置づけ

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者（以下「事業者」という。）については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成１８年厚生労働省令第１７１号。以下「基準」という。)第２１３条の１０第６項において、自立支援協議会等（以下「協議会等」という。）に対して定期的に日中サービス支援型指定共同生活援助の事業の実施状況及び地域連携推進会議の報告、要望、助言等の内容等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない旨、規定されています。

この手引きは、協議会等による評価の適切な実施等に関して、必要な事項を定めるものです。

２ 日中サービス支援型指定共同生活援助制度導入の背景

共同生活援助が平成元年度に制度化された当初は、主に障がい程度が中軽度の障がい者の利用が想定されていましたが、入所施設からの地域移行の推進や障がい者の重度化・高齢化に対応するため、重度障がい者の受入体制の整備が課題となってきました。課題を解決するための対策の一つとして、平成３０年度に、日中サービス支援型共同生活援助が創設されました[※1]。

このような背景から、日中サービス支援型指定共同生活援助の基本方針（基準第２１３条の３）では、介護サービス包括型共同生活援助の基本方針（基準第２０７条）とは異なり、「常時の支援体制を確保すること」及び「家庭的な環境及び地域住民との交流の下で」等の規定が盛り込まれています。

<参考：基準第２１３条の３ 基本方針>

日中サービス支援型指定共同生活援助の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（下線部は基準第２０７条(共同生活援助の基本方針)との主な相違点）

３ 評価の目的

日中サービス支援型指定共同生活援助が入所施設からの地域移行の推進や障がい者の重度化・高齢化に対応するため、常時介護を必要とする人への常時支援ができる体制が整うこと、また、２４時間生活ができる施設であることから、家庭的な環境及び地域住民との交流の下、自立した日常生活又は社会生活を営むことができることに資することを目的と

[※1]参考：令和４年３月１１日社会保障審議会障害者部会資料

します。

なお、人員及び設備に関することは、福岡県による指定申請時及び運営開始後の運営指導時に問題があれば指摘がなされるものであるので、本評価では、主に運営についてを対象とします。

4　評価方法

（1）　事業者は、事業所（施設）が所在する市へ「7　提出書類」に掲げる書類を、原則として当該年度の11月末までに提出する。

（2）　前号の書類の提出を受けた市は、基準第213条の10第6項に規定する評価を行うため、提出書類の審査を行うとともに、事業者に対して必要な事項についての聴取を行う。

（3）　前号の審査及び聴取を行った市は、「様式2　日中サービス支援型指定共同生活援助事業実施状況等報告・評価シート」により評価案を作成し、協議会へ提出する。なお、評価案の作成に当たっては、事業者が開催した地域連携推進会議での報告、要望、助言等についての記録等も参考にする。

（4）　協議会は、前号の評価案の提出を受けたときは、その内容について協議し、評価結果を事業者へ通知する。

（5）　協議会は、必要な場合には、前号の通知にあわせて、事業者に対して要望、助言等を行うことができる。

（6）　事業者は、前号の要望、助言等により、改善が必要となったときは、速やかに改善策を策定し、協議会へ報告するものとする。

５　評価項目及び指標

項目	評価の視点	指標（具体的な内容）
地域に開かれた運営	相談支援事業者は別法人の事業所を利用することにより公平さを確保しているか。	・別法人等の計画相談作成者数
	実習生やボランティアを受け入れているか。	・受入人数 ・受け入れ事例
	利用者と地域住民との交流の機会が設けられているか。	・交流機会の事例
短期入所の併設	地域で生活する障がい者を積極的に受け入れているか。	・受入れの人数（緊急受入分を除く月平均）
	緊急時の受け入れに対応しているか	・緊急受入人数 ・緊急受入事例
常時の支援体制の確保	日中、土日含め、グループホームで過ごす利用者に対してどのような支援を行っているか。	・日中の支援 ・夜間の支援
	災害時における、利用者への安全対策を講じているか。	・マニュアルの有無 ・安全対策や避難訓練の実施等の事例
支援の実施	個別支援計画を作成しているか。	
	利用者が充実した地域生活を送るため、外出や余暇活動等の支援に努めているか。	・外出や余暇活動等の事例
	支援の質の確保に努めているか。（研修等）	・参加した研修名等
	体験的利用のニーズに対応しているか。	・体験利用人数 ・体験利用の事例
他の日中活動サービスの利用	他の日中活動サービスの利用を妨げていないか。	・主な他の日中活動サービス利用先
利用者の権利擁護等への配慮	利用者のプライバシーに配慮した支援となっているか。	・利用者に配慮した支援、取組み
	利用者の金銭管理については、説明がなされ、本人同意の上、適切に管理されているか。	・金銭管理の支援方法
	虐待等の権利侵害の防止、発生時の対応	・虐待防止委員会の設置の有無 ・虐待関係の研修受講状況 ・虐待発生時の対応、発生後の対応等
その他	事業所独自の取組等	

6　留意事項

（１）　評価指標の各項目は、すべて実施を求めるものではなく、総合的に評価する。

（２）　評価は、おおむね１年に１回以上行う。

（３）　年度途中に新規開設した事業所については、開設後おおむね１年以内に評価を行うこととする。

7　提出書類

（１）　様式１　日中サービス支援型指定共同生活援助実施状況等報告・評価シートの提出について

（２）　様式２　日中サービス支援型指定共同生活援助事業実施状況等報告・評価シート

（３）　当該年度に事業者が開催した地域連携推進会議の報告、要望、助言等についての記録

（４）　その他評価のため必要な書類